

霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について

霧島市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成28年12月6日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(旧霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年霧島市条例第6号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条に規定する廃止前の霧島市教育長の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第63号。以下「旧霧島市教育長の給与等に関する条例」という。）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 旧霧島市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の霧島市長等の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正後の旧霧島市教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の霧島市長等の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正前の旧霧島市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

人事院勧告、民間企業の情勢等を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。